

記

- 第1条 (契約期間)
本契約期間は原契約の定めのとおりとし、原契約が更新された場合(法定更新、合意更新を問わず)は本契約についても更新し、更新された後の契約内容は同様とする。
- 第2条 (支払)
浄水器のレンタル料は、月額1,500円(別途、消費税10%)とし、支払方法、支払い条件については原契約の定めのとおりとする。なお、契約開始月のレンタル料は申込時に開始日を起算日とした日割金額のレンタル料を支払うこととし、本契約終了月においてはレンタル料の日割精算を行わないこととする。
- 第3条 (解約)
本契約を解約する場合、甲・乙共に1ヶ月前までに書面にて予告するものとする。乙からの申込による解約の場合、甲は支払い済みのレンタル料は乙へ返還しないこととする。なお、原契約が解約になる場合、原契約の貸主又は建物所有者と甲との管理契約が解約になる場合は、原契約の定めによる解約日、原契約の貸主又は建物所有者と甲との管理契約の定めによる解約日を以って本契約についても解約となる。
- 第4条 (浄水器本体)
浄水器本体は、甲より乙へ店頭にて手渡し又は郵送する。取り付け作業については、乙の責任において行うこととする。なお、本体が既に設置されている場合には、設置されている本体機器を利用することとし、本機器が作動不良等により利用できない場合は、甲はこれを無償にて交換する。
- 第5条 (専用カートリッジ)
本体に取り付けるカートリッジについては、年4回(3ヶ月毎)に甲より乙へカートリッジ1個を郵送することとし、取付作業については、乙の責任において行うこととする。
- 第6条 (協議)
本契約に定めのない事項や各事項につき疑義が生じた場合は、甲乙共に協議の上誠意をもって解決する。

以上